

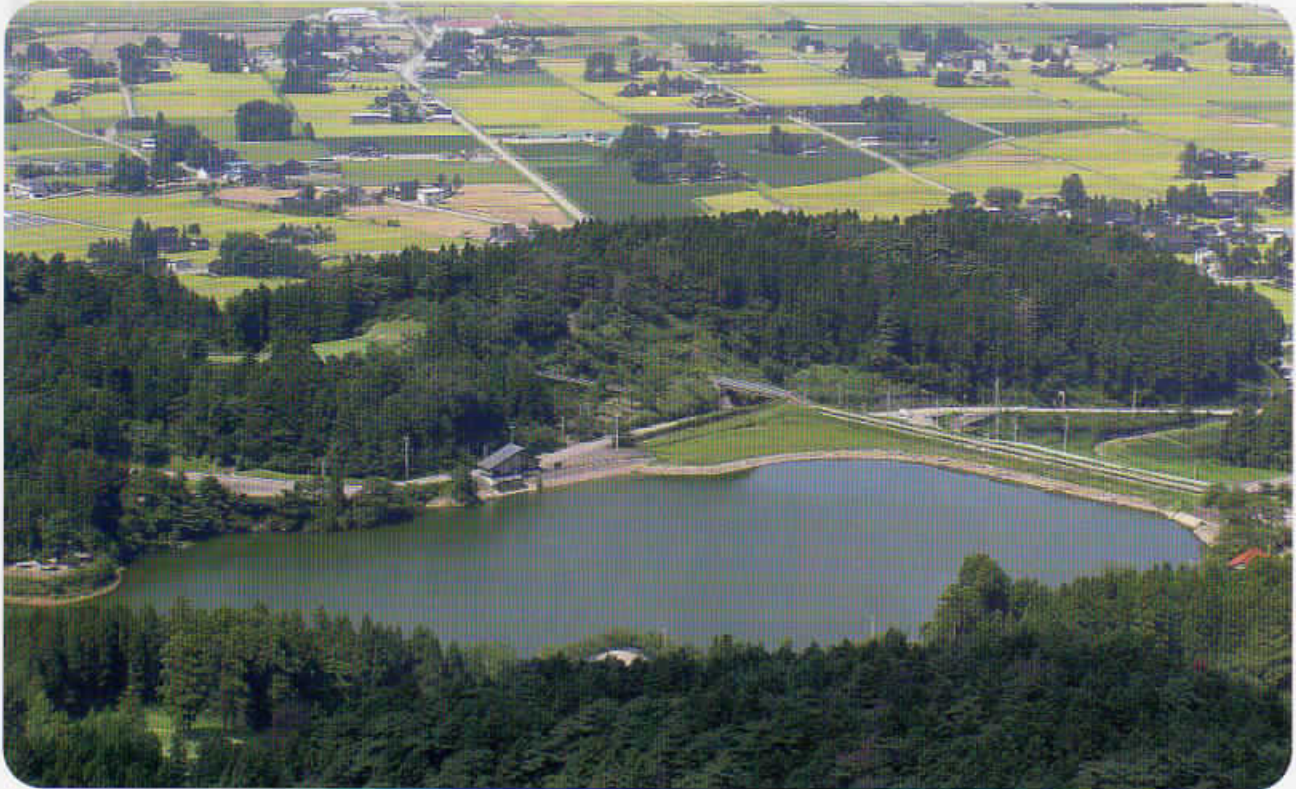
平成21年4月発行



# 庄川上流用水だより

第5号

発行/庄川上流用排水土地改良区 〒939-1521 富山県南砺市苗島 374 番地 4 TEL (0763) 22-2373 FAX (0763) 22-7433



赤祖父ため池（丸山より）

## ごあいさつ



理事長 山邊 美嗣

昨年秋からの、アメリカ発の世界的金融危機でかつてない速さと広がりでの日本の景気が急速に悪化しています。

その中で国は、輸出に依存した経済構造を改め、内需を中心とする構造への転換を進める方針ですが、農業を産業として大きく見直してきています。

「効率的かつ安定的な経営が農業生産の相当部分を占める農業構造の確立」という経済性の追及だけでなく「食糧自給を高め、地域社会・文化・自然を守る」という、安全・安心をも重視する考え方が強くなってきています。私共もこの考え方を推し進めることが大切です。

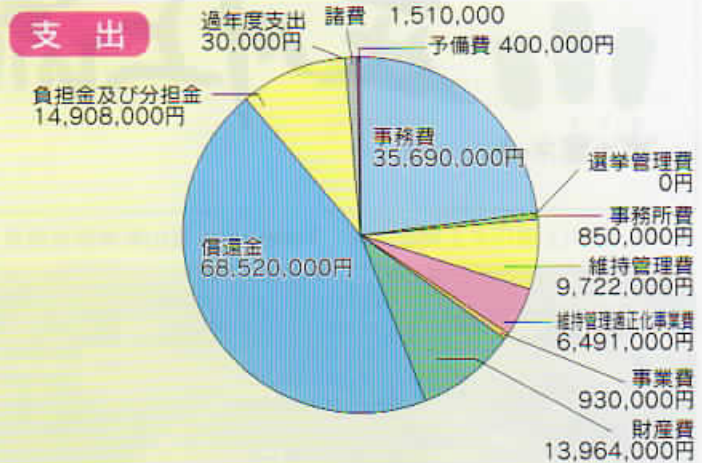
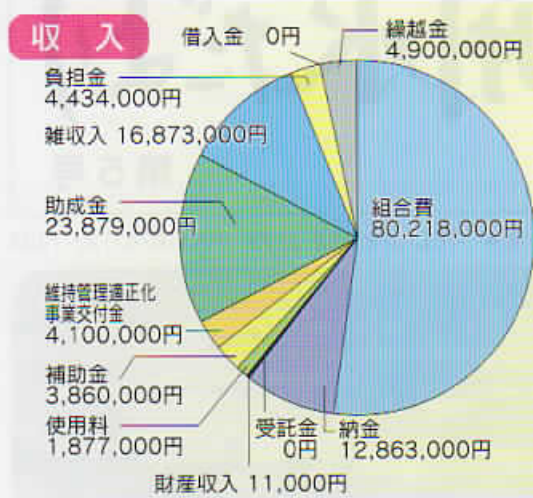
国の農政としては、①水田農業対策として「米政策改革推進対策」、②担い手の経営安定対策として「水田・畑

作経営所得安定対策」、③農地・水・地域などの資源・環境保全対策として「農地・水・環境保全向上対策」の3大農政改革が現在進行中ですが、更に今後の重要なテーマとして④「農地制度の見直し」と⑤「農村地域振興対策」等があり、④については次期通常国会に〔農地法改正案〕が提出される事となっており、今後の推移が注目されます。

今後の農政をしっかりと見据えて、農業農村を取りまく環境に対応できるよう、庄川上流用排水土地改良区に課せられた使命を果たすべく、今後とも一層努力する所存でございます。組合員各位のご理解とご支援をお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

# 平成21年度 収支予算

☆一般会計収支予算 (予算総額：収支共153,015,000円)



☆特別会計示野発電事業収支予算 (予算総額：収支共 27,104,000円)



## 平成21年度 事業施行について

本土地改良区は、本年度において次の事業を施行する。

### 1. 県営事業

事業名：農業生産法人等育成緊急整備事業

1. 地区名 北山田中部東地区
2. 事業量 測量設計及び排水路工事一式
3. 事業費 101.380 千円

### 2. 維持管理適正化事業

事業名：山見八ヶ用水路補修工事

- ・平成20年加入 第32期生
1. 施設名 山見八ヶ用水路
  2. 事業量 補修延長 L = 100m
  3. 事業費 4,100 千円

## 平成21年度 賦課金・決済金について

当土地改良区の一般賦課金及び転用決済金については、下記のとおりとなっております。

\* 賦課金並びに決済金 基準日：平成21年1月1日現在

\* 一般賦課基準額

(円/10a)

工 区	農 地			宅 地
	經常賦課金	特別賦課金	合 計	宅地納金
二万石工区	一等地	1,050	1,820	2,870
	二等地	525	910	1,435
新用水工区	一等地	1,050	990	2,040
	二等地	525	495	1,020
南 砺 工 区	田	862	300	1,162
	畑	431	150	581

\* 転用決済基準額

(円/10a)

工 区	決 済 金			
	經常決済金	特別決済金	合 計	
二万石工区	41,739	23,513	65,252	
新用水工区	41,739	4,006	45,745	
南 砺 工 区	田	34,306	25,694	60,000
	畑	17,153	12,847	30,000

\* 納入の期日

第1期  
平成21年6月1日 賦課額の1/2

第2期  
平成21年11月2日 賦課額の1/2

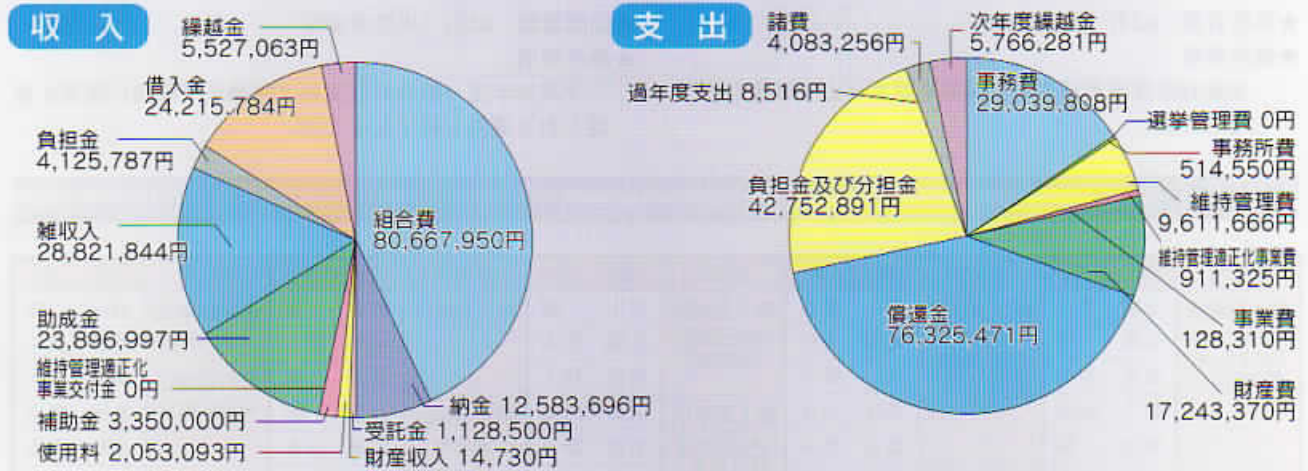
年賦課額が10,000円以下の場合、  
第1期に全額徴収致します。

\* 賦課金の端数計算

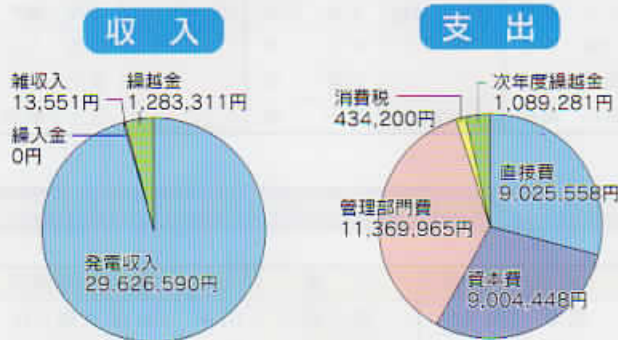
1組会員に対する賦課金額300円未満  
については、徴収いたしません。

## 平成19年度 収支決算

☆一般会計収支決算 (決算総額：収支共 186,385,444円)



☆特別会計示野発電事業収支決算 (決算総額：収支共 30,923,452円)



平成19年度 特別会計功労者表彰金収支決算

予算額	収入総額	支出総額	収支差引
1,175,000	1,173,996	0	1,173,996

平成19年度 特別会計職員退職給与積立金収支決算

予算額	収入総額	支出総額	収支差引
3,999,000	4,003,293	0	4,003,293

平成19年度 特別会計示野発電所運営基金収支決算

予算額	収入総額	支出総額	収支差引
18,039,000	18,040,862	0	18,040,862

平成19年度 特別会計転用決済金積立金収支決算

予算額	収入総額	支出総額	収支差引
30,309,000	31,503,643	0	31,503,643

平成19年度 特別会計運用積立金収支決算

予算額	収入総額	支出総額	収支差引
103,647,000	103,655,031	460,000	103,195,031

(収支差引残金 20年度へ繰越)

## 平成20年度の施工事業完成写真



維持管理適正化事業 南砺用水路 利波川放水門改良工事  
【洪水時、自動で放水門開放に改良】(南砺市細野地内)  
工事費 3,200,000円



県営基幹水利施設ストックマネジメント事業「庄川地区」  
共同場水機場 周辺工事【フェンス等修繕】(南砺市高瀬地区)  
工事費 9,800,000円

### 第6回 臨時総代会開催

- ★平成20年10月27日(月)
- ★総代数 70名
- ★出席者数 63名 (出席率90%)
- ★議決事項

平成19年度事業報告他11議案を原案どおり議決し終了しました。

### 第7回 通常総代会開催

- ★平成21年3月10日(火)
- ★総代数 70名
- ★出席者数 63名 (出席率90%)
- ★議決事項

平成20年度一般会計収支第2回補正予算他17議案を原案どおり議決し終了しました。

### 総代の紹介

任期は、平成20年10月15日より平成24年10月14日迄です。

選挙区	氏名	選挙区	氏名	選挙区	氏名	選挙区	氏名	選挙区	氏名	
第1選挙区 (砺波市庄川地区 砺波市上中野、畑野新)	小西 幸三	第3選挙区 (砺波市旧井波町部 南山見地区)	青山 勝豊	第5選挙区 (砺波市旧福野町南部地区)	井上 潔	第7選挙区	齊藤 勇	第10選挙区 (砺波市旧福光町)	前田 聡	
	石黒 勇		亀田 吉和		大橋 俊次		苗加 邦夫		井口 俊和	
	堂垂 芳英		山口 賢治		梅基 精文		藤田 勉		第11選挙区 (砺波市旧井口村)	吉岡 昭夫
	村上 宗義		第4選挙区 (砺波市高瀬地区)	松井 三良	第6選挙区 (砺波市旧福野町中部・東部地区)	大窪善四郎	第8選挙区 (砺波市)	河合 一郎	第12選挙区 (砺波市旧城崎町)	池田 隆司
	嶋田 修			藤元 勇夫		青能 謙一		加藤 芳春		小林 正治
	川崎 和夫			藤井 正雄		寺嶋 哲夫		永田 一郎		金道 昭一
	伊東 久尚			榎田 庄信		齊藤 清志		里子 勇		南部 俊雄
第2選挙区 (砺波市旧井波町山野地区)	往藏 政人	第5選挙区	前田 和彦	第7選挙区 (砺波市旧福野町北部地区)	城宝 芳樹	第9選挙区 (小矢部市)	早苗 優	第10選挙区	西田 彌平	
	西村 一郎		中藪 嘉弘		佐竹 光雄		坪本 正樹		和田 美治	
	光主 設男		中田 武		林 安廣		花鳥 昭憲		小川孝太郎	
	齊藤 和照		豊川 市雄	大寺 和男	津島 幸男	湯浅 健一				
	村岡 正義		大西 保雄	川崎 昭行	中川 孝	佐藤 久志				
	斎藤 幸範		水尾 正友	藤井 千悦	三輪 勉	瀬川 正人				
	岩崎 修		吉田 新治	森田 昌昭	柴田 一範	佐々木敏明				

### 役員紹介

任期は、平成20年11月15日より平成24年11月14日迄です。

役職	氏名	選挙区	役職	氏名	選挙区	役職	氏名	選挙区			
理事長	山邊 美嗣	全区	理事	中村 義章	第4区	理事	山本 次介	第9区			
副理事長・工事担当	前田 英二	第11区		広川 稔	第5区		野村 一男	野村 一男	第10区		
副理事長・会計担当	二口 朝二	第4区		石井 清和	第6区			第12区	西川 清澄	第12区	
理事	藤永 寅夫	第1区		津田 敏則		第7区			総括監事		加藤 博文
	倉田 信治			第2区	谷田 弘敏		監事				吉森 賢司
	嶋 正隆	第3区			上田 昭男	第8区		早川 勝平	第4,5,6区		
	片田 功			荒木 義文	山川 浩		第7,8,9区				
高桑 登	丹羽 宗吉										
前川 文治											

### おねがい

#### ★今年も夏場の『水不足』が心配されます。

- ・ここ数年、下流域で夏場の水不足が深刻な状況です。
- ・限られた水資源を上流から下流まで、みんなで平等に使用するため必要以上水門を開けないよう、節水にご協力をお願いします。

#### ★用水にゴミを捨てないで下さい。

用排水路の空き缶、ペットボトル、枯れ草など多くのゴミが捨てられています。流れたゴミは下流で水路を詰まらせる原因となり、私たちの大切な用水や自然を汚しています。

また、用水の敷地(用水堤、管理道路)に田から出た石やゴミを捨てることもやめましょう。

### お知らせ

#### 組合員の資格得喪通知の届出について

- ・農業者年金を受けるため経営移譲した場合
- ・組合員の死亡により、農地を相続した場合
- ・住所や組合員名を変更する場合
- ・農地の売買、贈与、交換等で名義変更があった場合

以上については、土地改良法により通知が義務づけられており、これにより当土改の組合員名を変更いたします。

該当される方は、届出下さるようお願いいたします。尚、届出用紙は当土改にありますのでご連絡下さい。